

## 双葉会後援会規約

(名称)

第1条 本会は、岩槻柔道双葉会後援会と称す。

(目的及び活動)

第2条 後援会は、岩槻柔道双葉会の育成、援助を図るため、会と協力して次の活動を行う。

- (1) 施設、設備の確保
- (2) 大会参加への援助
- (3) 会員相互の親睦のための活動
- (4) 会の広報活動への協力
- (5) 後援会費の活用
- (6) 運営に関する事務補助

(組織)

第3条 本会は、岩槻柔道双葉会の保護者及び会の目的に賛同する個人をもって組織する。

(役員)

第4条 本会に原則として次の役員を置く。なお、役員は総会で決定する。

後援会長	1名
副会長	1名
後援会会計	1名
監査	若干名

\*尚、後援会役員とは別に、双葉会会費会計事務の補助を担当する者を置く。

(役員の仕事)

第5条 役員の仕事は、次のとおりとする。

後援会長	本会を代表し会務を統括する。
副会長	会長を補佐し、必要に応じて職務を代行する。
後援会会計	後援会会計を担当する。
監査	後援会会計を監査する。

(任期)

第6条 本会の役員の仕事は2年とし、再任は妨げない。本会の役員に欠員が生じたときはこれを補充するが、その任期は前任者の残任期間とする。

(財政)

第7条 後援会費は、1家庭につき月500円とし、2期に分けて(前期3000円、後期3000円)徴収する。

(会計年度)

第8条 本会の会計年度は、4月1日から、翌年3月31日までとする。

(慶弔費)

第9条 慶弔費は原則5千円とする。

(その他)

第10条 本規約に定めのない事項は、後援会役員で審議の上定めるものとする。